

令和7年度 非常勤管理栄養士（会計年度任用職員）
募集案内

令和7年7月22日

大田区健康政策部健康づくり課

1 応募受付期間

令和 7 年 7 月 22 日（火） ～ 令和 7 年 8 月 8 日（金）

※詳細は「6 申込み方法」に記載しています。

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
若干名	この職は採用後、兼務となる可能性があります。 非常勤管理栄養士の職務は、次に掲げるものとします。 【本務・地域健康課での職務】 非常勤管理栄養士の職務は、次に掲げるものとします。 （１）母子保健事業における栄養指導に関すること。 （２）成人保健事業における栄養指導に関すること。 （３）健康づくり事業に関すること。 （４）給食施設に対する栄養管理指導に関すること。 （５）栄養指導にかかる統計報告及び調査等に関すること。 （６）その他前各号に付帯する業務に関すること。 【兼務・地域福祉課での職務】 （１）介護保険法に基づく大田区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱における一般介護予防事業の業務に関すること （２）大田区在宅高齢者等訪問相談事業実施要綱に基づく訪問相談の業務に関すること

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4 回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	糺谷・羽田地域健康課および糺谷・羽田地域福祉課 ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	・午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で 1 日 7 時間 45 分（休憩時間 60 分）・週 4 日（週 31 時間）

	・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週3日）。 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	1年度につき年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。

報酬額	月額 265,056 円
諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	労働者災害補償保険が適用されます。
服 務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注）記載されている報酬額等については、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定することであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 選考対象

次の要件を全て満たす方は受験することができます。

（１）管理栄養士の資格を有する方

※申込日現在で管理栄養士の免許を有していること。

（２）地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

5 選考方法等

(1) 選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、可否を決定します。

筆記（作文）	【課題】 「これまでの経験を踏まえ、地域の保健業務で管理栄養士として、仕事をする上で心がけたいこと、取り組みたいこと」 ※600～800字程度（自筆、パソコンの指定はありません。） ※申込書と一緒に提出
面接	【面接日】令和7年8月14日（木）（予定） 【場所】大田区役所（予定） ※面接場所・時間は、申込書に記載の住所に郵送または電話でお知らせします。

(2) 判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりです。

【筆記（作文）】

作文採点要素	主な着眼点
論 理 性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さを感じられるか。
独自性・表現性	自分の言葉で記述しているか。作文の表現力は豊かか。
積 極 性	作文から熱意が感じられるか。

【面接】

面接採点要素	主な着眼点
知 識 及 び 技 能	職務上必要な専門知識・技能の保有度。
積 極 性	意欲をもって職務に当たることができるか。
勤 勉 性	真面目に、かつ熱心に職務に当たることができるか。

6 申込み方法

以下の書類を下記申込先まで郵送してください。

提 出 書 類	① 令和7年度非常勤管理栄養士（会計年度任用職員）採用選考申込書（写真貼付）
---------	--

	②管理栄養士免許の写し ③作文課題「これまでの経験を踏まえ、地域の保健業務で管理栄養士として、仕事をする上で心がけたいこと、取り組みたいこと」（600～800 字程度。自筆、パソコンの指定はありません。） 自筆で作成する場合 ・ A 4 判 400 字詰め原稿用紙（横書き） ・ 黒のペンまたはボールペン（消えるペンは不可）を使用してください。 ※封筒の表面に「管理栄養士受験申込」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
募 集 期 間	令和 7 年 7 月 22 日（火）から令和 7 年 8 月 8 日（金）まで（必着）
申込先・問合せ先	〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区健康政策部健康づくり課健康づくり担当 電話：03-5744-1683

※応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※提出された選考申込書に記載された現住所へ面接選考の案内を郵送します。

7 採用の可否の通知

第二次選考を受験した方へ、可否に関わらず8月下旬頃までに、郵送または電話で通知いたします。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- （１）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- （２）採用はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月間（採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

< 参考（勤務場所） >

・ 糀谷・羽田地域健康課（糀谷・羽田地域庁舎内）：大田区東糀谷一丁目 21 番 15 号